

令和2年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会審議結果について

令和2年11月27日
相楽郡広域事務組合

令和2年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会が、11月27日（金）に相楽会館会議室において会期1日間で開催されました。

今臨時会では、職員の給与に関する条例の一部改正1件の議案が上程されましたが、慎重な審議の末、原案のとおり可決されました。



○提出議案

議案番号	件名	提案理由・概要	議決結果
議案第9号	相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける国家公務員の給与については、10月7日に人事院勧告が、10月28日には人事院報告がなされ、これを受け、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」11月6日に閣議決定されました。 本組合職員の給与についても、国家公務員に準拠していますことから、国と同様に期末手当の額を引下げる（△0.05月分）必要があるため、職員給与条例の一部を改正するものです。	可決 (賛成多数)